



平成 22 年 11 月 25 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
壽 松 木 康 晴  
(JASDAQ・コード番号：8893)  
問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ経営企画部長  
佐 藤 啓 明  
(TEL. (03) 5962-0775)

## 株式会社大阪証券取引所による当社の再建計画の認定 及び当社株式上場時価総額審査の開始に関するお知らせ

当社は、本日付で公表しました「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、平成 22 年 11 月 25 日開催の第 3 回債権者会議において、当社の債務の一部免除及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の金融支援を含む事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）について、全対象債権者から同意書の提出を頂き、事業再生ADR手続が成立いたしました。

また、当社は、本事業再生計画における債務免除額が最近事業年度の末日における債務総額の 10%以上となることから、平成 22 年 11 月 25 日（本日）付「株式会社新日本建物 事業再生計画」の株式会社大阪証券取引所への提出について」に記載のとおり、株式会社大阪証券取引所の定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第 50 条第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行い、同日付で本事業再生計画については、同規程第 47 条第 1 項第 7 号（破産手続、再生手続又は更生手続）後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」であるとの認定を頂きました。

本事業再生計画に係る認定を頂いたことを受け、今後、当社株式は同規程に基づき、上場時価総額に関して 1 ヶ月間（平成 22 年 11 月 26 日～平成 22 年 12 月 25 日（なお、平成 22 年 12 月 25 日は土曜日であるため、平成 22 年 12 月 24 日までとなります。））の平均上場時価総額及び当該 1 ヶ月間の最終日（平成 22 年 12 月 25 日（なお、平成 22 年 12 月 25 日は土曜日であるため、平成 22 年 12 月 24 日となります。））の上場時価総額のいずれもが 5 億円以上となった場合に上場が維持されることとなります。

また、上場時価総額に関して 1 ヶ月間（平成 22 年 11 月 26 日～平成 22 年 12 月 25 日（同上。））の平均上場時価総額又は当該 1 ヶ月間の最終日（平成 22 年 12 月 25 日（同上。））の上場時価総額が 5 億円以上とならない場合は、当社株式は上場廃止となりますのでお知らせいたします。

以 上